

出産入院時の費用にかかる消費税の課税誤りについて

この度、当院において以下の期間に出産入院された際の費用について、本来消費税が非課税となるところ、課税扱いとしていたことが判明致しました。

ご迷惑をおかけした皆様に深くお詫び申し上げますとともに、誤って課税した消費税に相当する金額を返金させていただきます。

今後は、法令等に基づき適正に対応するためにチェック体制を強化し、同様な間違いを繰り返さないよう徹底してまいります。

【対象期間】

平成 17 年 8 月～令和 3 年 3 月

【返金対象者】

実患者数 10,295 名

【返金額】

個室料	13,554,235 円
新生児先天性代謝異常検査料	2,309,706 円
新生児聴覚検査料	2,014,901 円
新生児ビリルビン検査料	41,045 円
合計	17,919,887 円

【返金方法】

口座振込（対象者あてに手続きに関する案内文を発送済み）

【お問い合わせ先】

高松赤十字病院（代表） 087-831-7101

- 返金内容に関すること
内線番号：「1152」又は「1153」（担当：医事課入院係）
- 振込に関すること
内線番号：「1120」又は「1121」（担当：会計課）

※ 対象者様には、お手続きに関する案内文をお送りしておりますが、対象期間が平成 17 年 8 月からとかなり古いものもあるため、当院に登録のある住所から既に引越をされている方等、何らかの理由によりまだ案内文がお手元に届いていない方につきましては、直ちに調査し対応させていただきますので、上記お問合せ先までご連絡頂きますようお願い申し上げます。